

専決処分第 1 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により下記のとおり専決する。

平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相 手 方 | 住所 | （略） |
| | | 氏名 | （略） |
| 2 | 事故の概要 | 平成 2 5 年 9 月 1 4 日午前 9 時 0 0 分頃、町道戸川日吉線を自動車
で走行中、道路に直径 1 5 c m 程の落石があり、取り除く作業
をしている際に、新たな落石が発生し、その落石により車体を損
傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 1 0 7 , 9 5 0 円
内訳（車両修理費用） | |